

栃木県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例

平成19年2月1日
条例第1号

(広域連合の休日)

第1条 次に掲げる日は、広域連合の休日とし、広域連合の機関（広域連合長その他の執行機関及び議会をいう。以下同じ。）の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、広域連合の休日に広域連合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 広域連合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが広域連合の休日に当たるときは、広域連合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。